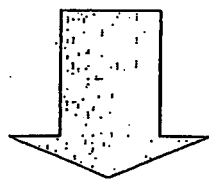


## 障害福祉計画関係資料

# 数値目標の設定に関する基本的手順

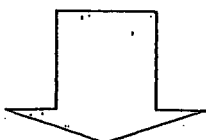
## 就労や地域移行等に関する目指す方向を明確化

- 利用者のニーズやサービスの過去の伸び等を把握・分析
- 養護学校卒業生の進路動向や福祉施設からの就労移行の状況等から、将来の見通しを検討
- 精神障害者に関する新たなサービスニーズを見極める
- 小規模作業所について今後の方向性を検討



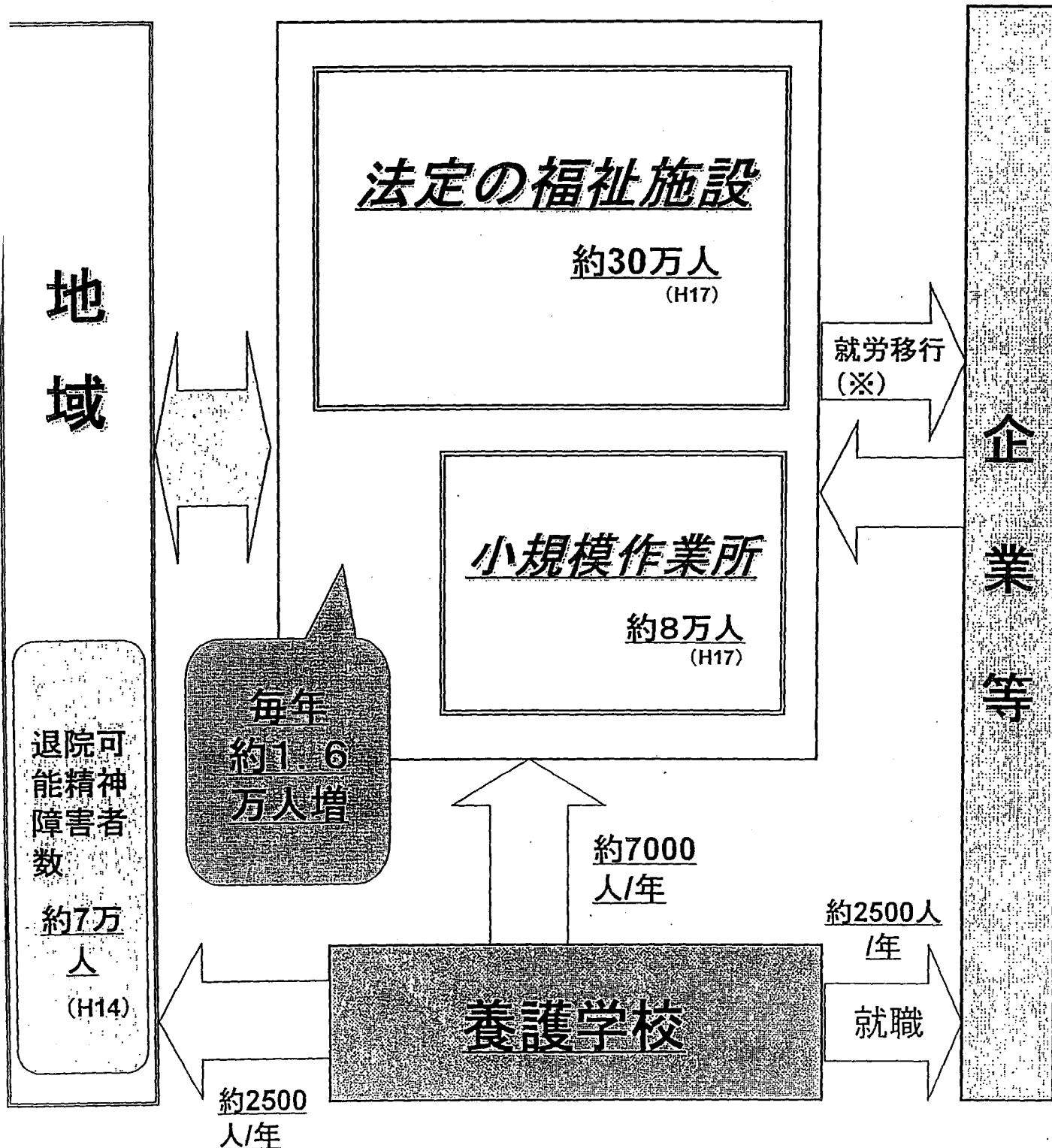
## 数値目標の設定

- 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値
  - 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - 福祉施設から一般就労への移行
  - 工賃水準の向上
- 等



介護給付・訓練等給付個々のサービスの見込量を算出へ

# 障害者の福祉施設利用の動向



注) 法定の福祉施設からの移行者は年間約2000人 (平成15年度)

## 障害福祉計画の労働施策に関する数値目標について

基本指針別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に関して、留意事項を下記のとおり別途通知する予定。

基本指針の別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に係る数値目標については、平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する者を、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを旨とするという目標を達成するため、市町村及び都道府県の福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、「一 就労移行支援事業の利用者数」、「二 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数」、「三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数」、「四 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の開始者数」、「五 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数」及び「六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等」について数値目標を設定することとされているが、この数値目標については、次の点を目安として設定されたい。

- ① 上記の三については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す
- ② 上記の四については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す
- ③ 上記の五については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す

(案)

事 務 連 絡  
平成 年 月 日

各都道府県障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長補佐

(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ&Aについて

障害福祉計画については、本年度中の作成に向け、現在作業を進めていただいているところ  
と承知しておりますが、近時、障害福祉計画に関する類似の問い合わせがありましたので、別添  
のとおり、Q&Aとしてとりまとめたところであります。

都道府県におかれては、障害福祉計画の円滑な作成に向け、管下市町村に対し周知徹底を  
図るようお願いします。

Q1 障害福祉計画の作成に当たっては、小規模作業所利用者の移行を見込むこととされているが、具体的にどのような形での移行が想定されるのか。

A1 小規模作業所利用者の移行については、①合併等による規模拡大を通じた介護給付・訓練等給付に係る法定施設への移行、②地域活動支援センターへの移行、③法定外施設(地方自治体の独自施策)の利用、④受け入れ余力のある既存法定施設の利用といった選択肢が想定されるが、各自治体においては、現在の小規模作業所の利用者数や意向等を踏まえた上で、地域の実情に応じ、これら選択肢の適切な組み合わせを検討し、まずは移行についての基本的な考え方を示すことが適当と考えられる。

-----

Q2 市町村計画について、複数市町村による広域計画の策定は可能か。可能である場合、数値目標の設定については構成市町村ごとの内訳が必要なのか、計画地域全体での設定で差し支えないのか。

A2 市町村障害福祉計画については、それぞれの市町村ごとに作成することが必要であるが、一部事務組合や広域連合で処理する事務として定められている場合には、複数市町村による広域計画の策定が可能である。

なお、広域連合等によらない場合には、それぞれの市町村ごとに作成することとなるが、地域の実情を踏まえ、実務上、広域計画を1つ作成して、それをそれぞれの構成市町村の障害福祉計画とみなすとする取扱いも差し支えない。その場合、数値目標については、原則として構成市町村ごとの内訳を示すこととするが、小規模市町村において施設サービス等に関し、独自に見込むことが困難な場合には、広域的に示すことも可能とする。

-----

Q3 移行計画書の集計結果を中間結果に反映させるのは日程的に困難であると思われるが、サービス見込量の修正はいつまで可能か。

A3 お尋ねの通り、移行計画書の集計結果を中間報告に反映させることは困難なところもあると思われるが、9月末時点において得られる移行計画書の結果等を勘案しその時点で想定されるサービス見込量を報告していただければ良いものと考えている。

-----

Q4 法第 36 条による指定拒否は羈束(きそく)裁量性の行政処分とのことだが、指定の間接的影響を受けるにすぎない財政上の制約を理由に指定を拒否・保留することはできないと考えてよいか。

A4 法律上、指定を行わないことができるのは計画の数値を超えるか、計画達成に支障が生じる場合に限られており、これらの要件に該当しない場合に指定を行わないことは出来ないものと解される。

-----

Q5 日中活動利用者数を見込むに当たり、養護学校卒業者数の今後の見通しについても勘案するとのことであるが具体的にはどうやるのか。

A5 養護学校卒業者数の今後の見通しについては、それぞれの自治体において、教育委員会等と連携し在籍者数、過去の卒業者の進路動向等についてのデータ等の提供を受けた上で、養護学校関係者、ハローワーク等の関係者も交え、今後の就職者数の見通し等も勘案し、卒業見込み者のうち、日中活動利用が見込まれる者の数を推計することが考えられる。